十八第二十二項」を「平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同条第七項中「租税特別措置法第六十六条の四第二十項又は」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第九項中「租税特別措置法」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「並びに」を「並びに平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第十一項中「租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百二条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条第五項の表第一項の項の次に次のように加える。

第一項の表の第二号	第十五条の二の三	第十五条の二の四

附則第百九条第五項の表第四項から第七項までの項の次に次のように加える。

第八項	前条第六項	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二第三項

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条第二項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正後」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第十一条の規定による改正前」に、「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十一年旧租税特別措置法」に改める。

附則第八十二条第二項中「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十一年旧租税特別措置法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九十三条第二項の表第三項から第七項までの項の次に次のように加える。

第九項	第五十五条の二第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二第三項

附則第百十六条第二項の表第一項第二号及び第三項から第五項までの項の次に次のように加える。

第八項	第六十八条の四十三の二第四項	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の四十三の二第四項

第百五条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法第二百三条の六の改正規定中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条第十九項の改正規定中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十四項」に改める。

第十五条のうち、租税特別措置法第四十一条の二の二第三項の次に三項を加える改正規定中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に改め、同条に一項を加える改正規定中「八年内」の下に「（第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）」を加え、「第四十一条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の改正規定中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「とする」を「」を「」とする」を「」に、「八年」を「八年内（第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）」に、「三年」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同条第一項」を「三年内」に改める。

附則第一条第八号ロ中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第十一号中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

附則第十七条の見出し中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同条中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

附則第二十五条第一項中「とする」を「と、同条第九項中「第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」とあるのは「普通法人又は協同組合等」と、「当該特定普通法人等」とあるのは「当該普通法人又は協同組合等」とする」に改める。

附則第二十八条第三項中「新法人税法第十条の三第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

附則第八十九条第二項及び第百五条第二項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六条　前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「新平成三十年改正法」という。）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる新平成三十年改正法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条第九項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなった特定普通法人等については、なお従前の例による。